令和８年度　大阪市西区における
新たな地域コミュニティ支援事業
募　集　要　項

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO 等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第１章　事業の目的・委託業務について
第２章　応募について
第３章　選定について
第４章　契約、その他について
必要書類一覧（別表１・別表２）
書類様式

大阪市西区新町４丁目５番１４号　西区役所４階
西区役所地域支援課（担当：泉谷・瀬野口）
TEL 06－6532－9734　FAX 06－6538－7318
E-MAIL　nishi-gyoumuitaku@city.osaka.lg.jp
ホームページ　http://www.city.osaka.lg.jp/nishi/

第1章　事業の目的・委託業務について

1. 事業の目的

大阪市では、平成 24 年 7 月に「市政改革プラン－新しい住民自治の実現に向けて－」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」と「自律した自治体型の区政運営」に向けて、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組む地域活動協議会の形成や財政的な支援、住民に身近なところで区長が自律的な基礎自治行政を行うための権限と財源の大幅な移譲など、様々な仕組みづくりを行ってきました。

区政運営については、このような仕組みの構築やその仕組みの運用により一定の成果が出ている一方で、様々な課題も明らかになったことから、さらなる取組の検証を行い、「地域社会づくり」と「区政運営」の両面における「新・市政改革プラン」に基づき区政における新たな市政改革に取り組んでいます。

現在の地域社会では、社会全体で対処すべき「公共」の分野は大きく広がっています。拡大し続ける「公共」の分野については、行政が中心となって担うのではなく、地域の課題や資源など地域の実情を最もよく知る住民等が中心となって担うことにより、行政は住民等と協働し、多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)による取組を継承・発展させ、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりが推進できます。

そこで、この活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体など多様な主体がそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組み、地域の実情に合わせて効果的に自律的な地域運営の取組を促進するために、より幅広い住民が参画できる「開かれた組織運営」と「会計の透明性」を確保しながら、自律的な地域運営の仕組みである「地域活動協議会」の活動に、本市として地域に応じた積極的な支援が必要です。

このような支援を行うためには、民間事業者の柔軟な立場から、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担う中間支援組織の役割が重要です。

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことでよりニア・イズ・ベターを徹底させ、地域において相互に理解し信頼し合いながら協働して豊かなコミュニティを形成し、住民主体の自律的な地域運営が行われる地域社会を実現することを本業務の目的とします。

2. 委託業務

(1) 委託上限金額

業務委託金額は、金 17,551,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とします。

(2) 委託期間

令和８年４月１日（予定）から令和９年３月 31 日まで

(3) 業務内容等

別紙仕様書のとおり

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから受託者の請求に基づき支払います。

但し、部分払いを行う場合、業務の完了前に既に業務を完了した部分（検査職員の検査に合格したもの）に対し請求することができます。その場合は事業者に提出を求める所定の請求書等に基づき、月１回を超えない範囲で支払うものとし、事業者の指定する口座に振り込みます。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受託者はこれを再委託することはできません。

イ 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受託者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本市の承諾を得なければなりません。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表します。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとします。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではありません。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。元請の契約金額が 500 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければなりません。

(6) その他

原則として提案いただいた事業内容を実施していただきますが、本市との協議により修正する場合があります。

3. 事業者選定及び主な事業スケジュール

年	月日	曜日	内　容
令和８年	１月５日	月	募集開始
	１月 14 日	水	質問受付期限（午後 5 時 30 分まで）
	１月 19 日	月	質問回答公表
	１月 20 日～26 日	火～月	公募型プロポーザル参加申出書類提出受付　（午後 5 時 30 分まで）
	２月２日	月	資格通知発送
	２月６日・９日・10 日	金・月・火	企画提案書類受付（午前 9 時～午後 5 時 30 分まで）
	２月 24 日	火	選定会議（書類審査・プレゼンテーション審査）
	３月４日	水	選定結果の通知、最終選定結果の公表
	４月１日	水	契約締結　令和８年度委託事業開始

第2章　応募について

1.　応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

※　資格審査申請は、3 の「応募に必要な書類」の別表 1 に掲げる書類の提出により行います。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 過去 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とします。

ア　各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ　参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。

ウ　構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。

エ　代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ　参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

カ　単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ　各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

2.　質問事項

質問がある場合は、質問票（様式 1）を用いて、令和８年１月 14 日（水）午後 5 時 30 分（厳守）までに E メールにて「件名」の始めに「【質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信してください。口頭または電話による申し込みは受け付けません。

締め切り以降の質問は、受け付けません。

受け付けた質問については、表面記載の西区ホームページに一括して掲載し、個別回答はしません。

3. 応募に必要な書類

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

別表１の書類を提出してください。

（参加者の指名等）

公募型プロポーザル参加資格決定通知書は、令和８年２月２日（月）で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付します。

（参加の無効等）

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者の公募型プロポーザル参加は、無効とします。

(2) 企画提案書類

企画提案書については、公募型プロポーザル参加資格決定通知書受領後、以下の内容の書類を提出しなければなりません。別表２の書類を提出してください。

提出部数　　9 部（正 1 部、副 8 部）

※提出できる案は、1 案のみとします。

※また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

(3) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

(4) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本及び副本のセットをそれぞれA4 紙ファイルに綴って提出してください。添付書類については、正本とセットにして提出してください。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入してください。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

ウ 期限後の提出・差し替えは認めません。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとします。

4. 提出書類の受付期間

西区役所４階地域支援課まで持参してください。

（メール、ＦＡＸ及び郵送不可）

受付後の提出書類の撤回、取消し、変更及び返却はできません。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和８年１月 20 日（火）～令和８年１月 26 日（月）※土・日を除く

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで。

（但し、午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く）

(2) 企画提案書類

令和８年２月６日（金）・令和８年２月９日（月）・令和８年２月 10 日（火）

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで。

（但し、午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く）

5. 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金　免除

第3章　選定について

1. 審査・選定

(1) 選定基準　審査・選定方法は次のとおりです。

選定基準	審査内容	配点	
①事業の企画内容	・本事業の目的及び業務内容の理解度	20 点	60 点
	・事業の計画性、実施内容の妥当性	20 点	
	・課題解決能力、手法の独創性	20 点	
②事業の実施体制（人員配置等）	・確実に遂行できる組織体制・運営基盤	15 点	
③類似業務の実績	・類似業務に関する専門性、情報の蓄積	15 点	
④所要経費、積算見積金額	・効率的で妥当な経費により提案されているか	10 点	

(2) 審査・選定方法

ア　審査にあたっては、「新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定会議」（以下、「選定会議」）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定します。

ただし、最高点の者が複数者いる場合は、委員の合議により最優秀提案事業者を決定します。なお、その評価点数が全委員の平均で 60 点に満たない場合は、選定対象とはしません。

イ　選定会議：審査・選定は、書類審査、プレゼンテーション審査の 2 段階で行います。

【書類審査】

提出された事業計画書により評価を行います。

【プレゼンテーション審査】

日　　時：令和８年２月 24 日（火）

開催場所：未定

※詳細な時間や場所等については、指名通知にてお知らせします。

※紙ベースの資料による説明をお願いします。

※審査の結果については、書面で通知します。

ウ　以下の内容について、大阪市ホームページ（西区）により公表します。

①選定会議委員の氏名、役職等

②委員会の開催日

③審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

2.　失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とします。

(1) 応募者が選定会議委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第 2 章 1. 応募資格」の要件に該当しなくなった場合

(3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

ア　他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

イ　事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

ウ　応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合。

エ　応募金額が「第 1 章 2. (1) 」の委託上限金額を上回っている場合。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第4章　契約、その他について

1.　契約の締結

選定会議を経て受託事業者として決定された団体は、事業実施に当たり、本市と委託契約を締結します。

契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び事業計画書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

(2) 事業の実施

ア　事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告してください。

イ　個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。

ウ　事業完了後に事業報告書を提出していただきます。

(3) その他

ア　本案件に関する予算は、現在、令和８年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行いません。
なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しません。

イ　契約の締結は、令和８年度大阪市予算が発効したときとします。

ウ　受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

エ　契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。

2. その他

(1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となります。

(2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存してください。

公募型プロポーザル参加申出書類一覧　　別表１

応募期間：令和８年１月 20 日（火）～令和８年１月 26 日（月）※土・日を除く
午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで［メール、ＦＡＸ及び郵送不可］
（但し、午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く）

名　　称	様　　式　・　取　扱　い　等
①　公募型プロポーザル参加申出書	様式２
②　業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③　登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前３か月以内に発行されたもの：写し可
④　申請内容確認書	様式３
⑤　貸借対照表､損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥　印鑑証明書	提出日前３か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦　使用印鑑届	様式４
⑧　団体目的等についての誓約書	様式５
⑨　過去２か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前３か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その３又はその３の３様式〔法人〕、またはその３の２様式〔個人〕 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩　最近２か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前３か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が２年未満の者、もしくは非課税で本証明書が２か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪　委任状	共同体での申請の場合のみ・様式６
⑫　協定書	共同体での申請の場合のみ

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

企画提案書類一覧

別表２

提出期間：令和８年２月６日（金）・令和８年２月９日（月）・令和８年２月 10 日（火）

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで［メール、ＦＡＸ及び郵送不可］

（但し、午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分までを除く）

提出部数：9 部（正 1 部、副 8 部）

※副本には提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないでください。

名　　称	様　　式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式 7 代表者印を捺印してください。
企画提案書	様式 8－1 から様式 8－8
役員名簿	様式 9 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近 2 事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあってはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあっては、これに相当する書類